

さあ おとぎの世界へ

🌳☀️ 巖谷一六・小波記念室 🌙🌟

あいこうが市民ホールと碧水ホールの隣に水口図書館・水口歴史民俗資料館が入る建物があり、その一室に「巖谷一六・小波記念室」が設けられています。

記念室は平成9年にオープンし、水口出身で近代を代表する書家として知られる巖谷一六と、その子で近代児童文学の創始者である巖谷小波の足跡が学べるようになっています。おとぎばなしの「ももたろう」や「かみさまのうま」が聞けるコーナーや、一六・小波の作品を展示（季節ごとに展示替えを行っています）するコーナーがあり、お子様連れでも楽しめる施設となっています。

一六・小波記念室への入室は無料です。皆さん、ぜひ一度ご来室ください。



現在、記念室奥に展示している扁額へんがくは水口町の野村道男のむらみち おさんからご寄贈いただいたもので、印から見て明治24年（一六・57歳）以降の作品だと思われます。

郷土の資料として、大切にしていきたいと思います。ありがとうございました。

問い合わせ 水口歴史民俗資料館
☎62-7141 FAX 63-4737

平成18年秋の全国火災予防運動

期間 ■ 11月9日～11月15日

皆さんも、この運動を機会に、今一度身のまわりの火災予防について考えてみませんか？

● 防火のためにできることから

はじめましょう

住宅火災の主な原因は、そこに暮らす方の不注意によるものがほとんどです。大切な財産や家族の命を失うことのないよう、一人ひとりが「火事をおこさない」心がけを強く持ちましょう。

● みんなでつくる、

放火されないまちづくり

平成8年以降、連続して火災原因のトップとなっているのが、「放火」による火災です。放火は特に深夜から明け方にかけて多く発生しています。事例としては物置に何者かが侵入し内部に放火したり、路上に駐車した車へ放火されたりといったものです。

● 備えて安心、住宅用火災警報器

「放火なんて、私には関係ない」そう思っていますか？その油断が放火犯を引き寄せるのです。放火火災の予防対策は、個人によるものだけでは十分ではありません。地域ぐるみで協力し、対策を立てることが必要です。

国は、最近の住宅火災による死者数の急増を踏まえ、消防法を改正し、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置を義務付けました。

新築住宅 ▼平成18年6月1日から義務付け

開始

既存住宅 ▼甲賀市では平成23年6月1日から義務付け開始

開始

火災で重要となるのが、早期発見です。住宅用火災警報器は火災発生に伴う熱や煙を感じてブザーなどで危険を知らせるもので、火災の早期発見に非常に役立つ防災機器です。

悪質な訪問販売等にご注意！

不適正な価格・無理強い販売などを行う業者にご注意ください。

※消防署が住宅用火災警報器を直接販売することはありません。

住宅用火災警報器に関する問い合わせは、最寄りの消防署または住宅用火災警報器相談室（フリーダイヤル0120-5650911）へご相談ください。

甲賀広域行政組合消防本部 [http://www.koka-koiki.jp]

予 防 課	TEL63-7932	FAX63-7940
水 口 消 防 署	TEL63-1119	FAX63-7941
水口消防署土山分署	TEL66-0119	FAX66-0848
甲 南 消 防 署	TEL86-3119	FAX86-0719
甲南消防署甲賀分署	TEL88-7701	FAX88-7702
信 楽 消 防 署	TEL82-0119	FAX82-3977

『消さないで あなたの心の 注意の火。』

（平成18年度全国統一防火標語）
甲賀広域行政組合消防本部・消防署